

新規資金調達やマル経借換にご利用ください！

新型コロナウイルス対策 マル経融資のご案内

当商工会議所において、経営指導を原則6ヶ月以上受けている小規模事業者の方で、相模原商工会議所の推薦により無担保・無保証人で融資が受けられる公的融資制度です。

利率
当初3年
0.31%

4年目以降1.21%

(2022年5月1日現在)
利率は融資決定時利率となります

融資額

別枠

1,000万円以内

融資
期間

運転資金

10年以内（据置3年以内）

設備資金

10年以内（据置4年以内）

適用要件

※お申込の内容により、ご融資出来ない場合がございます。

最近1か月の売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方
または、過去6か月の平均売上高が前4年のいずれかの年の同期と比較して5%以上減少している方

お申込み要件

①規模要件(従業員数)

- 製造業、サービス業（のうち娯楽・宿泊業）、その他業種・・・・・・・・・・20人以下
 - 商業、サービス業（娯楽・宿泊業以外）・・・・・・・・・・5人以下
- 法人企業の役員、個人事業者の家族従業員、パート・アルバイトは除きます。

②指導要件

相模原商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること。

③営業年数・地域要件

最近1年以上、相模原市内（旧相模原市域）で事業を行っていること。

④業種要件

日本政策金融公庫の融資対象業種であること。

⑤納税要件

所得税・法人税・事業税・市県民税等、納期の到来している税金を完納していること。

⑥許認可要件

許認可を必要とする業種はその許認可を受けていること。

ご相談時に 必要なもの

個人事業主及び法人企業共通

- 前年・前々年の確定申告書・決算書
- 最近の合計残高試算表（決算から6ヶ月以上経過している場合）
- 最近1ヶ月と前年または前々年同期の売上高がわかるもの（売上台帳等）

『特別利子補給制度』で借入後当初3年間“実質無利子化”

上記適用要件に加え

- ①個人事業主・・・・・・・・・・売上高要件なし
- ②小規模事業者（法人事業者）・・・・・・・・・・売上高▲15%減少

で借入後当初3年間分の利子相当額について一括助成が受けられます。

詳細は…

相模原商工会議所経営支援課：042-753-8135

南支所：042-746-3619またはQRコードから！



小規模事業者の資金調達を応援します！

マル経融資のご案内

マル経融資（小規模事業者経営改善資金）とは…

当商工会議所において、経営指導を原則6ヶ月以上受けている小規模事業者の方で、相模原商工会議所の推薦により無担保・無保証人で融資が受けられる公的融資制度です。

利率

1.21%

実行後12回
実質金利0.605%

(2022年5月1日現在)
利率は融資決定時利率となります

融資額

2,000万円以内

※1,500万円を超える推薦には、別途所定の様式による事業計画書の提出等、要件があります。

融資期間

運転資金

7年以内（据置1年以内）

設備資金

10年以内（据置2年以内）

お申込み要件

※お申込の内容により、ご融資出来ない場合がございます。

①規模要件(従業員数)

- 製造業、サービス業（のうち娯楽・宿泊業）、その他業種・・・20人以下
 - 商業、サービス業（娯楽・宿泊業以外）・・・5人以下
- 法人企業の役員、個人事業者の家族従業員、パート・アルバイトは除きます。

②指導要件

相模原商工会議所の経営指導を6ヶ月以上受けていること。

③営業年数・地域要件

最近1年以上、相模原市内（旧相模原市域）で事業を行っていること。

④業種要件

日本政策金融公庫の融資対象業種であること。

⑤納税要件

所得税・法人税・事業税・市県民税等、納期の到来している税金を完納していること。

⑥許認可要件

許認可を必要とする業種はその許認可を受けていること。

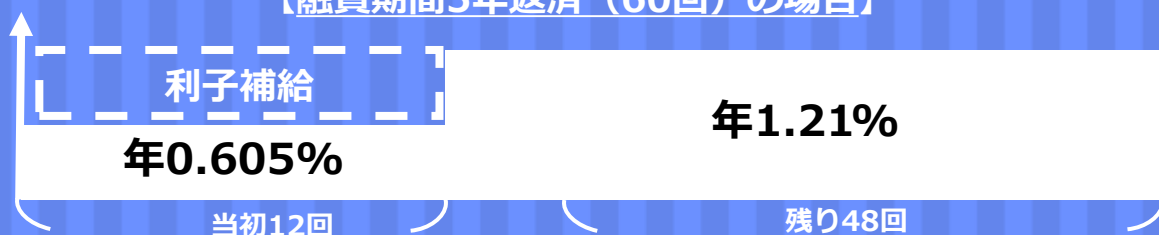
ご相談時に必要なもの

個人事業主及び法人企業共通

- 前年・前々年の確定申告書・決算書
- 最近の合計残高試算表（決算から6ヶ月以上経過している場合）

相模原市が金利50%以内（実行後12回）を利子補給します！

【融資期間5年返済（60回）の場合】



マル経融資実行後12回分の貸付金利50%以内を相模原市が利子補給します。
※新型コロナウイルス対策マル経は相模原市の利子補給対象外です。

詳細は…

相模原商工会議所経営支援課：042-753-8135

南支所：042-746-3619またはQRコードから！

